

平成 30 年度 第 5 回長野市上下水道事業経営審議会 議事要旨

日時：平成30年11月 9 日(金)14:00～16:00

会場：長野市東部浄化センター 1 階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 下水道使用料について

○使用料算定期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とすることに決定

○下水道使用料は、据置とすることに決定。

○「資料 1」 1 から 7 ページ「I 前回答申に対する取組状況等について」に関する委員からの主な意見等

[委 員]

- ・水洗化率 100 パーセントを目指す理由が、政策的にあるのかもしれないが、実際問題としては難しいと思う。95.9 パーセントはかなりいい数字で、今後とも水洗促進の取組を、お金をかけてまで行うことは若干疑問に思う。
- ・下水道未接続理由で老朽建物とあるが、取り壊す予定がなければ、その気があれば接続できるのではないかと思う。助成金が低く感じるので、助成金を増やせば接続するという方も多いのではないかと思う。
- ・前回の附帯意見についてこれからも取り組んで、会計は問題ないのか、それとも今のままだと大変になるのか。市としてはどのように考えているのか。
- ・農業集落排水施設の統合検討について、山間部の農業集落排水施設の統合は平地より難しいと思うが、どのように進めていくのか。
- ・他県では従来の汲取式の家庭も多いが、長野市は山間地が多いにも関わらず、水洗化率が 95.9%と非常に高いという感想を持った。
- ・維持管理やメンテナンス、地震対策等はこれから更に力を入れていかなければいけない問題なので、新たにどのように取り組むかが重要だと思う。
- ・水洗化率については既に限界にきており、これ以上上げていこうとすることは非効率的ではないかと思う。
- ・累進使用料体系について、「基本水量制見直しの際は再度検討する」としているが、累進度を低くする方向なのか、現状を継続していく方向なのか。希望としては累進度を低くして、いっぱい使用できるようにしてもらいたい。
- ・下水道接続にどの程度の費用がかかるのかを理解していないことが原因で接続

していない世帯があると思うので、費用の概算を提示して、接続を検討してもらえそうな、もう一步踏み込んだ推進が必要ではないかと思う。

- ・「将来の更新費用に備えた積立の検討」は、下水道会計が将来的に厳しくなっていく中で必須的な部分だと思うので、引き続き検討というのではなく、導入に向けた施策を考えていくのがよいのではないかと感じた。
- ・下水道未接続理由の経済的困難では子供の学費が多額とあるが、子供が学校を卒業したら接続するのか。それとともにかく生活が精一杯で下水道の接続に回すお金がないのか。法律や条例で決まっているとしても水洗化率を100パーセントにするのは非常に難しいように思う。
- ・数少ない未接続の家のために汲取作業をするのも大変なので、水洗化が進んでほしい。
- ・下水道に関する取組を聞いて御苦労されていると思った。

○上記意見等に対する事務局応答

[事務局]

- ・自発的な下水道接続が望めない状況ではあるが、水洗化は法や条例で定められているため、融資制度の案内も含め、個別訪問等で促進活動を継続していきたい。
- ・山間地における農業集落排水については、流域下水道など遠い所との統合だけでなく、山間地の農業集落排水同士、特定環境公共下水道との統合も検討している。
- ・累進使用料体系について、本市の累進度は低い水準を維持していると認識している。基本水量制を見直す場合には、他事業体では安価な単価を設定している事例があり、そうすると累進度が著しく高まることも考えられるのでよく検討したい。
- ・経済的困難で下水道未接続のお宅の中には、実際に生活が苦しい場合と実際にはお金があると思われる場合がある。実際にその人の貯金を調べるわけではないので、現地を見て見極めるために訪問している。直接足を運び、水洗化工事に関することと併せて支援制度や水洗化ローンなどの御案内をしていくことが水洗促進につながると考えている。
- ・将来に向けた積立金の検討ということで、導入に向けて積極的に取り組みたいと考えている。

[委員]

- ・水洗化率について、水洗促進を続けていく事でコストは継続的にかかるが、その額に見合った収入を得ることは可能なのか。

[事務局]

- ・コストの回収は非常に難しいが、法や条例で定められているため、水洗促進は必要不可欠な業務である。

[委員]

- ・下水道への接続が法令で義務付けられているため水洗促進を行うというのは理解できるが、水洗促進を続けていくことでコストが継続的に掛かるので、収入とのバランスを考えて進めるのが望ましい。

○「資料1」8ページ以降「Ⅱ下水道使用料の見直しについて」に関する質疑
応答・意見

[委員]

- ・基本水量制を見直すとは、具体的にどのようにするのか。

[事務局]

- ・基本水量制の見直しの方法として多くの自治体で取り入れているのが、基本使用料単価を下げる方法であるが、基本使用料割合や累進度の設定などにも大きな影響を及ぼすので、単独での見直しではなく、総合的に判断していく必要があると考える。

[委員]

- ・資料には「下水道使用料に占める基本使用料の構成割合を高めていく」とあるが、他の自治体のように基本使用料単価を引き下げるとなると、矛盾するのではないか。
- ・使用水量に応じた負担公平性とあるが、なぜ基本水量以下の人だけを見直すのか。

[事務局]

- ・基本使用料の構成割合の見直しは、現段階では、汚水量が減少していないので、すぐに取り掛かる必要はないが、汚水量が減少してきた段階では、下水道使用料に占める基本使用料の構成割合を高め、安定した収入を確保したいと考えている。
- ・基本水量制の見直しは、使用水量が基本水量に満たない場合でも使用料を徴収している点において、不満・不公平という意見もあるため、汚水量の落ち込みを見極めながら、基本使用料の構成割合の見直しと併せて総合的に検討してい

かなければならないと考えている。

[委員]

- ・基本水量制は日常生活に必要不可欠な使用汚水量を基本使用料に含めることで、使用量の少ない使用者の負担を軽減している側面もあるという点で、現行の方針が望ましいと思う。

[事務局]

- ・貴重な御意見だと思います。

[委員]

- ・基本使用料の構成割合を見直す場合、全体の収入は変えずに、基本使用料と超過使用料の割合を変えるということによいか。

[事務局]

- ・使用料改定を行わない場合であれば、基本使用料を上げ、逆に超過使用料を下げるという形での見直しとなる。

[委員]

- ・前回の附帯意見に「累進使用料体系の在り方について引き続き検討」とあるが、累進使用料体系には問題がないとのことなので、附帯意見については、「累進使用料体系」ではなく、「基本使用料」や「基本水量制」という文言を使用した方が分かりやすくなるのではないかと検討していただきたい。

[委員]

- ・経営環境を鑑みると、値上げの必要は無く、このタイミングでの料金値上げは非常に難しいと思う。

4 その他

○経営審議会の次回の予定について、事務局から説明

5 閉会

(終了時間 16:00)